



## ニュースポーツで 身も心もさわやか

豊かな社会に生きる私たちは、その恩恵を最大限に受けて生活している反面、精神的にも肉体的にも疎外されているといっても過言ではありません。

そこで、高齢化社会や余暇の増大と相まって、身心ともにさわやかにリフレッシュできるような健康づくり・体力づくりが大切になってきています。

町体協レクリエーション部では、町民の豊かな心の醸成とスポーツ愛好のきっかけとなるよう、お年寄りから子供まで誰でもみんな楽しく、勝敗にこだわらずできるニュースポーツ（グランドゴルフや碁石運びなど）を用意し、ひいては町民1スポーツの普及・振興に供しようと、町民レクリエーション大会を11月18日、町総合運動場で行いました。

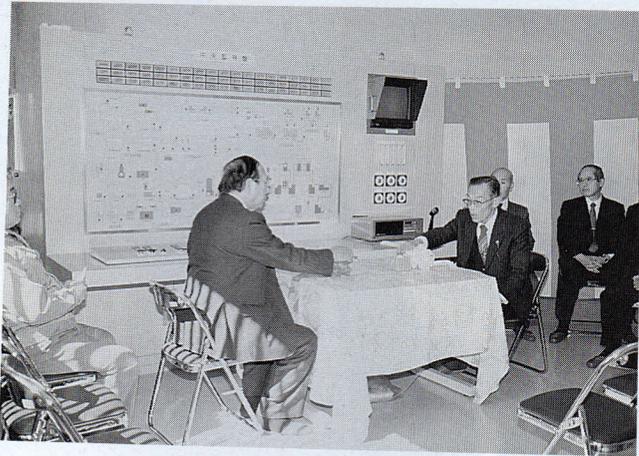
（写真は、的入れゴルフに挑戦しているひとこま）

# ふり返って

平成 2 年

今年も師走を迎え、あとわずかに  
なりましたが、みなさんにおかれま  
してはどんな1年だったでしょうか。

広報の紙面から平成2年の町の  
できごとをふり返って見ましょう。



クリーンセンターが完成し、4月からの本稼動を前に  
2月22日始動式を行う



名誉町民で元町長の佐藤正幸氏が、1月31日に  
逝去され、3月4日町と農協の合同葬を行う

## 主なできごと

- 4月**  
2~12東雲(しののめ)の「桜まつり」にぎわう  
16日 清水英世町長が初登庁  
20日 臨時議会。議長に稲葉次雄氏、副議長に桑川誠市氏  
が就任  
23-26壬生町農業委員会が干瓢栽培視察で韓国を訪問  
29日 春の叔勲で三浦隆さん(緑町四)が勲六等单光旭日  
章を受章される
- 5月**  
10日 公民館学級・講座合同開講式を行う  
27日 第4回全日本女子レスリング選手権大会フリースタ  
イル75kg級で、船越光子さん(壬生高1年)が優勝
- 6月**  
3日 環境美化キャンペーンに延べ5,841人が参加し、道路  
や公園、各自治会内の清掃を行う  
5日 第5回全日本少年軟式野球県大会で壬生中が初優勝  
21日 県議会土木委員会が県道(国谷)の現地調査に来町  
22日 第1回町長杯ゲートボール大会に34チームが参加  
23~27 定例町議会  
30日 第8回壬生町青少年健全育成町民総決起大会を開催
- 7月**  
1日 町消防団の水防演習を黒川橋下で実施  
7~16 八坂祭  
10日 町農業委員会委員24名、無投票で決まる

- 1月**  
5日 新年祝賀式、来賓多数を迎え壬生中央公民館で行う  
15日 第41回壬生町成人式を行い、465名の成人を祝う  
19日 県農業士に中村正さん(下稲葉)が認定される  
26日 壬生町ボランティア連絡協議会の設立総会行う  
31日 名誉町民で元町長の佐藤正幸氏逝去される  
なお、合同葬(町と農協)を3月4日町民体育館で行う
- 2月**  
2日 幼児交通安全教育公開保育行う。(第一保育所)  
4日 第3回町民綱引き大会に男女41チームが参加し町民  
体育館で開催  
18日 衆議員議員選挙行われる。投票率69.93%  
22日 し尿処理施設「クリーンセンター」の始動式行う  
25日 第1回10人なわとび大会を町民体育館で行う  
2/27~3/8 定例町議会
- 3月**  
3日 消防演習を羽生田小で実施  
10~11 第2回壬生中央公民館まつり開催  
13日 第1回ゲートボール親善大会を総合運動場で開催  
14日 クリーンセンター、安塚小プール完成祝う合同落成  
式を農協会館で行う  
25日 町長・町議会議員選挙が行われ、清水英世新町長が  
誕生。新町議26名も決まる。投票率81.37%

九月十九日、安塚地区を中心にしたつまき災害が発生、住宅や農作物などが大被害を受ける



# 今年を

三月二十五日、町長・町議選が行われ、清水新町長、二十八名の新町議が誕生



壬生町史全七巻が完成し、十一月十七日解散式を行う



八月十八日～十九日、真夏の祭典「ふるさとまつり」で二万人が賑う

- 10月**
- 1日 国勢調査が行われ、町の人口が39,591人に
  - 4日 第13回町老人スポーツ大会が総合運動場で行われる
  - 5日 壬生町史「通史編1」発刊し町史全7巻出版完了。  
なお町史解散式を11月17日に行う
  - 7日 町文化祭開幕式、チャリティふれあい文化祭を行う
  - 7日 名坂信一さん（中央町）、全日本クレー射撃選手権大会のトラップ競技に出場し、初優勝を飾る
  - 10日 第21回町民歩け歩け大会で早朝ウォークを楽しむ
  - 14-11/25 第4回企画展「日光道中壬生通」に3,200人が来館
  - 18日 臨時議会
- 11月**
- 2日 自治功労者（特別功労賞4名、功労賞29名）を表彰
  - 3日 第8回壬生町総合産業まつりに1万人がにぎわう
  - 15日 学校安全教育で南犬飼中学校、文部大臣賞を受賞
  - 3日 秋の叙勲で白石為雄さん（緑町一）が勲六等瑞宝章を受章される。
  - 21日 町長、姉妹都市水口町を訪問
- 12月**
- 1日 消防団通常点検を安塚小学校で実施
  - 2日 第6回自治会対抗駅伝大会に11チームが参加
  - 6-18 定例議会
  - 9日 ふくべ細工教室を宿泊研修施設で行う。

- 20日 臨時議会
  - 22日 郡民体育祭で総合第4位に
  - 27-29 児童文化教室を嘉陽が丘ふれあい広場で行う
  - 30日 第1回黒潮大会・日米親善全国少年野球大会で、壬生東クラブ準優勝に輝く
- 8月**
- 1日 2人目の英語指導助手フェリシティ・エセイムさん（英国）着任。
  - 16日 第7回全日本少年軟式野球大会で壬生中が日本一に
  - 18-19 ふるさとまつり、2万人がにぎわう
  - 29-9/4 町長の高齢者訪問を行う。
- 9月**
- 1日 黒川の里ふれあいプール今年の入場者14万人を突破
  - 4日 石橋消防本部とひとりぐらし老人を結ぶ「災害弱者緊急通報システム」が開設
  - 10-14 定例議会。福島勝美氏、助役に就任
  - 16日 第5回健康ふくしまつりを保健福祉センターで開催
  - 17日 渡辺知事、本町を視察
  - 19日 第15回壬生町交通安全町民大会を開催
  - 19日 安塚を中心に長さ3km幅200mにわたり竜巻が発生、被災世帯212にのほり建物や農作物に大きな被害
  - 23日 嘉陽が丘ふれあい広場にテニスコート2面が完成

# の公表

## 平成2年度上半期

(平成2年9月30日現在)

町では、町民のみなさんに財政の実態を知っていただくため、毎年2回「壬生町の財政」を公表しています。

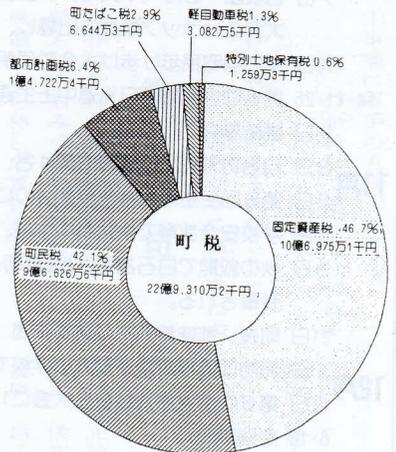
今回は、2年度上半期(平成2年4月1日から9月30日)の財政状況をお知らせします。

### の執行状況

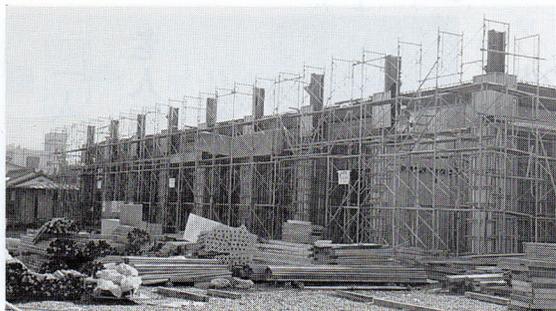
<b>歳入</b>	収入率 56.6%	予算現額 76億7,630万3千円
		収入済額 (43億4,628万1千円)

町 税	38億9,224万円 (22億9,310万3千円)	58.9%
地方交付税	14億3,500万円 (10億8,956万9千円)	75.9%
繰入金	4億3,240万2千円	(3,235万円) 7.5%
繰越金	3億5,551万円	(3億6,748万2千円) 103.4%
県支出金	2億5,921万9千円	(5,479万2千円) 21.1%
地方譲与税	2億5,400万円	(3,507万6千円) 13.8%
国庫支出金	2億1,631万8千円	(5,555万8千円) 25.7%
諸収入	1億7,674万7千円	(8,515万4千円) 48.2%
自動車取得税 交付金	1億4,000万円	(5,782万9千円) 41.3%
使用料及び 手数料	9,747万6千円	(7,468万5千円) 76.6%
町 債	9,410万円	(0円) 0%
利子割交付金	8,450万円	(6,906万6千円) 81.7%
財産収入	7,341万6千円	(7,000万3千円) 95.4%
分担金及び 負担金	7,337万4千円	(3,254万9千円) 44.4%
ゴルフ場利用税 交付金	5,000万円	(2,406万4千円) 48.1%
寄 附 金	3,500万1千円	(0円) 0%
交通安全対策 特別交付金	700万円	(500万1千円) 71.4%

町税のうちわけ  
(収入済額)

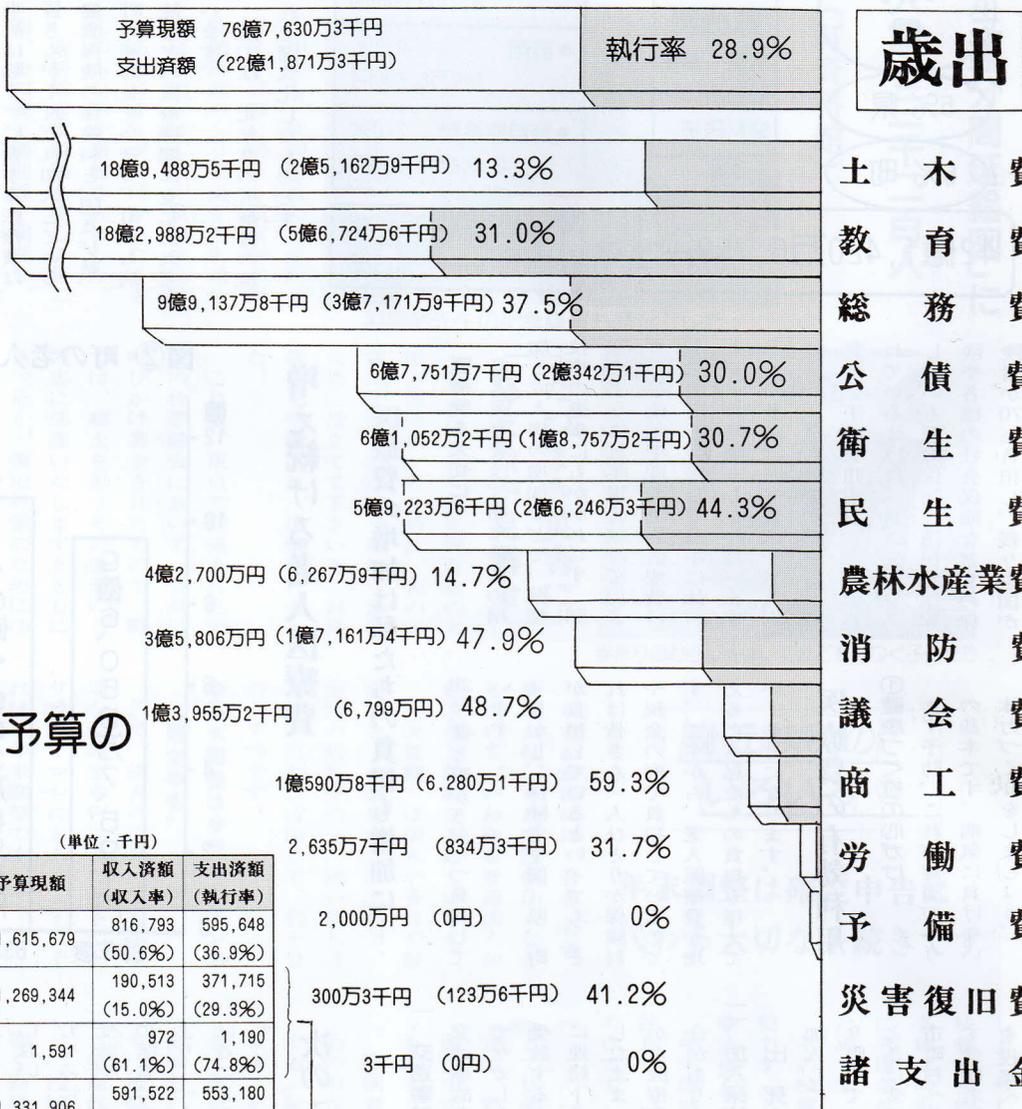


壬生の体育館プール建設進む



# 財政状況

## 一般会計予算



### 特別会計予算の 執行状況

(単位：千円)

区分	会計名	予算現額	収入済額 (収入率)	支出済額 (執行率)
国民健康保険	収入	1,615,679	816,793 (50.6%)	595,648 (36.9%)
	支出			
公共下水道	収入	1,269,344	190,513 (15.0%)	371,715 (29.3%)
	支出			
奨学資金	収入	1,591	972 (61.1%)	1,190 (74.8%)
	支出			
老人保健	収入	1,331,906	591,522 (44.4%)	553,180 (41.5%)
	支出			
水道	収益的収入	430,078	160,660 (37.4%)	140,187 (34.4%)
	収益的支出	407,992		
	資本的収入	65,430	19,261 (29.4%)	59,801 (31.8%)
	資本的支出	187,848		

→ 収支の不足額は、一般会計から運用しました。

資本的収支の収入額がその支出額に不足する額は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金、減債・建設改良積立金で補てんしました。

# 壬生町の老人医療費

一人当たりの四十四万九千三七三円

## 老人医療費の

### 仕組みと流れ

急速な高齢化社会に対応するため、「老人保健制度」が昭和五十八年二月から施行されました。

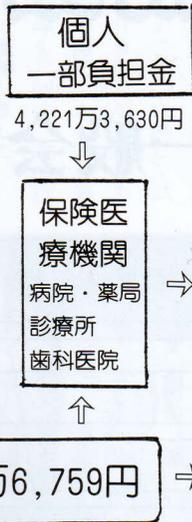
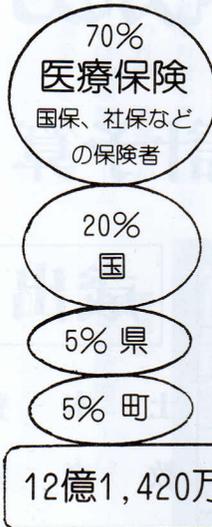
老人の方が病气やケガ（交通

事故は除く）に要する医療費は、皆さんがそれぞれ加入している健康保険の保険料と、国及び県、町の補助金を合せて、町から病院などの医療機関に支払われています。

図①は、元年度の医療費の流れを図式化したものです。

## 図① 医療の内訳

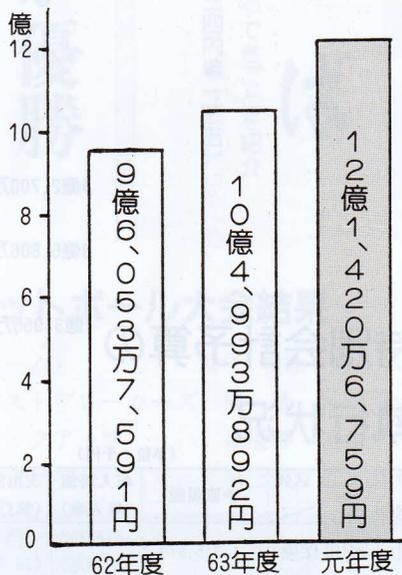
病院などへ  
支払う割合



### 医療費の内訳

●入院	47.3%	5億7,417万5,040円
●入院外	46.0%	5億5,834万9,900円
●歯科	2.6%	3,211万980円
●調剤	0.2%	199万5,590円
●施設療養費	2.0%	2,484万7,380円
●現金（コルセット等）	1.9%	2,272万7,869円

図② 町の老人医療費推移



## 増え続ける老人医療費

医療費の増加は私たちの負担も増加に

医療費を大切に

老人医療費は、高齢者の増加と成人病の増加などで、医療技術の進歩にもかかわらず、図②のように毎年増え続けています。平成元年度の老人医療費は十二億円を突破し、前年に比べ十五・六％増にもなっています。この多額の医療費は、老人保健法に「老人医療に要する医療費は公平に負担する」と定められているように、皆さんの加入している医療保険（国民健康保険や各種の社会保険など）の保険者が70％負担し、残りを国が

20％県と町が5％づつ負担しています。

しかし、保険者や国、県、町が負担しているといっても、それは皆さん一人ひとりが保険料や税金の形で負担しているのです。ですから、老人医療費が増えると、私たちの負担も増えていくこととなります。

## 医療費の有効利用

①健康づくりの心がけ

まず予防、これが健康づくりの基本です。病気に負けない体力づくりをしましょう。

②検診

検診は早期発見の決め手です。年一回定期的に検診を受けましょう。

③ハシゴ受診、かけもち受診はしない

むやみに病院を変えるハシゴ受診や、一つの病気で何人も医者にかかるかけもち受診より、一人の医者の診療を続けることが健康回復の早道です。

## 次のことが

あったら

一、交通事故

交通事故など（第三者行為）でケガした場合、老人保健で受診するときは、役場福祉課に連絡下さい。（無届で使用したままにしておくと、本人から医療費を返してもらいう場合があります）

二、加入保険の変更、転居、転出、死亡

加入している保険が変わった町内での住所変更があったときは変更届書、死亡や他の市町村へ転出するときは、必ず受給者証を添えて喪失届書を役場へ提出してください。

# 医療費助成制度

## 該当される方は 手続きをしましょう



身体の不自由な方や母子家庭の児童、母親を対象に、医療を受けたときの医療費自己負担分（保険診療分から附加付などを除いた額）を町で助成しています。

この医療費助成制度をよく理解し、該当されているのにまだ助成を受けていない方は、すぐに役場福祉課で手続きをしてください。

なお、手続きには診断書が必要となりますが、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受ける際に、医療費助成の手続きもするようお願いいたします。診断書用紙及び届出書は、福祉課に用意してあります。

### 重度心身障害者の医療費助成

#### 助成の対象者

★町内に住所があり、健康保険に加入している満一歳以上の次の条件を満たす方が、助成を受けられます。

- ①身体障害者手帳一〜二級の方
- ②療育手帳A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>又は知能指数が三五以下の方
- ③知能指数50以下で、身体障害者手帳が三〜四級の重複している方

#### 対象外の方

○生活保護法による保護を受けている方

○児童福祉施設または精神薄弱者援護施設に入所中の方

医療受給資格者証の交付申請に必要なもの

☆健康保険証・身体障害者手帳  
または療育手帳と印鑑。老人保健法の医療受給者は健康手帳。

### 助成の申請

#### 助成額

★受給期間に受けた保険給付につき、一部負担金を窓口などで支払った金額（高額医療費、附加給付などを差引いた額）です。

★口座振込により助成します。

#### 申請期間

★重度心身障害者医療費は、保険給付を受けた日から一年です。母子医療費は、保険給付を受けた翌月から一年です。

#### 申請方法

★保険診療証明を受けた助成申請書に、受給資格者証の記号番号、加入保険、金融機関名などを申請者記入欄に記入捺印し、預金通帳を持参の上、福祉課または各出張所へおこしください。

### その他

『医療費受給資格者証』の裏面の注意事項をよくお読みください。なお、転出、死亡などで受給資格がなくなった時は、すみやかに役場へお返しください。

### 母子家庭の医療費助成

#### 助成の対象者

★町内に住所があり、18歳未満の児童がいる母子家庭、及び父が身体障害者一級または二級程度の世帯の母と子。18歳未満で父母のいない子。

#### 対象外の方

○所得が所得制限以上の方

○生活保護法による保護を受けている方

☆老人保健法の医療受給者は健康手帳。

☆他市町村から転入した方は、前の住所地の所得証明書

# 知事を囲み懇談

## 県民バスに三九名参加

十一月二十一日、県の施設を見る「県民バス」及び「こんちちは知事さん」が壬生町を対象に開催され、自治会連合会や婦人会など団体代表者ら三十九名が参加しました。

これは、のびゆく栃木県の姿や県の施設を巡回見学し、県政に対する理解をより深めていただくこと、全市町村を対象に行われているもので、本町が今年度の締めくくりを飾りました。

県南県民センターの案内によ

り、一行はまず、がん治療の最前線である県立がんセンターを見学、最新設備や早期発見の重要性などについて説明を受けました。

次に食品工業指導所では、日常生活との係わりが強いことから、食品の保存法をはじめ、たくさんの質問が出されました。

午後は、県公館において渡辺知事を囲み、記念撮影の後「こんにちは知事さん」が行われました。

## 至宝町婦人会が施設めぐり

至宝町婦人会（石村孝子会長）では、日頃見学する機会の少ない町の施設を直接見ながら、まちづくりへの理解を深めようと、十一月九日、町有バスを利用して「施設めぐり」を行いました。

この日見学された施設は、日常生活のうえで特に感心の強い下水処理場や、中央配水場、清掃センター、クリーンセンターなどで、参加された方は職員

説明に熱心に耳を傾け、「ゴミを分けて出すことの重要性がわかった」など、たいへん好評でした。

また、午後には清水町長を囲み、約一時間にわたって要望や提案を交えながら懇談会を行い、実り多い一日となりました。

この「施設めぐり」は、十五名以上の団体・グループを対象に、随時申込を受けています。



知事から県政の概要について説明を受けた後、出席された方から、北関東自動車道の推進状況をはじめ、老人医療、ゴミ処理問題など幅広い意見や提案が出され、終始熱のこもった懇談が行われました。

ご希望の方は、企画財政課にお気軽にご連絡下さい。

## 役場窓口からお知らせ

### 証明書の電話予約について

役場の住民課窓口で、相続などのため戸籍や税関係の証明書を請求すると、作成する間、お待ちいただくこととなります。

あらかじめ電話予約をされると、待ち時間もなく、すぐに交付されますのでご利用ください。

なお、各種証明書は役場窓口のほか、稲葉、南犬飼出張所でも交付しています。（証明書の交付には印鑑が必要となりますので、必ずお持ちください。また、代理人の場合は委任状が必要です）

### 地下水採取の届出について

12月1日より、新しい揚水施設を設置するときは、届出を

県では、地下水の有効かつ適切な利用を推進するため、地下水の実態を調査・分析してきま

したが、今後、より正確な実態把握のため、県民の皆さんのご協力をお願いします。

#### ◆対象施設

○動力の揚水施設で、吐出口断面積の合計が6cm<sup>2</sup>以上の新設、更新、変更、廃止する場合。

#### ◆対象地域

○壬生町とそのほか15市町

#### ◆届出

○所在地が壬生町の場合、役場を経由して知事に届け出ます。

#### ◆留意事項

○吐出口断面積一二・二・六五cm<sup>2</sup>以上の施設は、水量測定器を備える。

○地下水採取量計画の必要最小限の揚水施設とする。

○採取した地下水の再利用などを検討する。

#### ◆指導

○届出のないときは、届け出るよう指導します。

#### ◆助成

○水量測定器の設置、揚水量減少の施設改善などに必要な経費の一部を低利融資します。

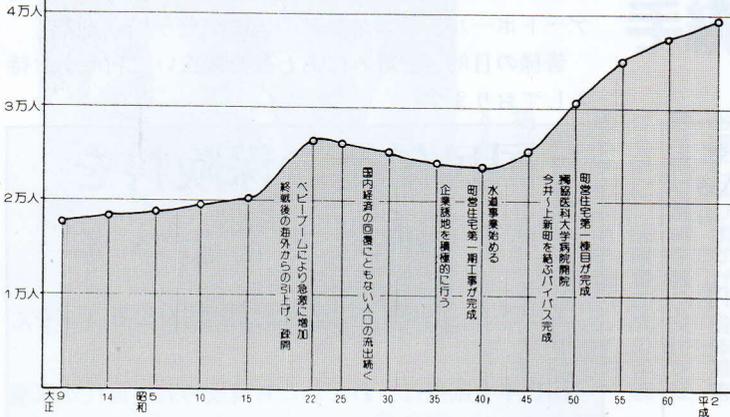
くわしくは、県資源対策課へ。  
☎02866(2)32267

# 町の人口は39,591人

## 国勢調査の結果まとまる

(平成2年10月1日現在)

### 国勢調査による人口の推移



国勢調査が平成2年10月1日に実施され、本町の人口は次のようになりました。

人口 39,591人  
 男 19,554人  
 女 20,037人  
 世帯数 11,574世帯

前回比 (60年国勢調査)  
 人口 2,018人増  
 (増加率 5.4%増)  
 世帯数 1,061世帯増  
 (増加率 10.1%)

### 人口の推移

年代	人口	増減(前回比)	増加率
大正9年	17,785	-	-
昭和14年	18,242	457	2.6%
昭和5年	18,999	757	4.1%
昭和10年	19,637	638	3.4%
昭和15年	20,189	552	2.8%
昭和22年	26,242	6,053	30.0%
昭和25年	26,027	- 215	- 0.8%
昭和30年	25,282	- 745	- 2.9%
昭和35年	24,007	- 1,275	- 5.0%
昭和40年	23,772	- 235	- 1.0%
昭和45年	25,475	1,703	7.2%
昭和50年	30,791	5,316	20.9%
昭和55年	35,037	4,246	13.8%
昭和60年	37,573	2,536	7.2%
平成2年	39,591	2,018	5.4%

## 食事と健康 ⑳



### 栄養の摂取と運動

牛乳は、カルシウムを摂取するうえで一番効率がよい食品です。そこにビタミンDが加わると、さらに吸収がよくなります。(ビタミンDは陽に当たると体内でつくられます)また、牛乳

健康は、食事だけに気を付けていても維持できません。食事から摂りいれる栄養素のバランスが大切なことは言うまでもあ

りませんが、栄養と運動のバランス——摂取エネルギーと消費エネルギーのバランスも考える必要があります。成人病が低年齢化している今日、小さいころから正しい食事のあり方を身につけ、成人してから、一日二〇〇〜三〇〇キロカロリーのエネルギーを燃焼させる運動を続けることを習慣づけましょう。

- Salt (塩)
- Sugar (砂糖)
- Snack (間食)
- Sitting (すわりっばなし)
- Smoking (喫煙)

を飲むことで確かに骨は大きくなりますが、運動をしない骨はもろいという調査結果もでてい



と『死を早める五つのS』というものがあります。

本年九月に退任されました。



## 法務大臣より感謝状

状が贈られました。

青木さんは、昭和五十三年に人権擁護委員に就任されて以来、四期十二年余にわたり、地域住民の人権思想の普及高揚に尽力され、その間、町人権擁護委員会会長を務められるなど、人権尊重の理念を広く周知されて、

# のんびり、ゆったり、湯気の中

## 国民年金保養センター

# きつれがわ

### 宿泊・休憩料金

区分	宿 泊 (1泊2食付) 税・奉仕料込み	休 憩 (日帰り入浴) 税 込 み
加入者及び 受 給 者	6,155円 (5,815円)	700円
一 般	7,061円 (6,721円)	900円
小 学 生	5,438円 5,099円	500円

- 注) 1. 宿泊料金は冷・暖房期間(7月1日～9月30日)(11月10日～3月31日)の料金です。( )内は、その期間以外の料金です。
- 注) 2. 加入者・受給者とは、国民年金の第1号被保険者期間を有している方と国民年金を受給している方です。

国民年金保養センター「きつれがわ」は、国民年金の加入者・受給者はもちろん、一般の方々にも広くご愛用いただいております。

何といたっても当センターの自慢は、超音波・バイブラ風呂、打たせ湯といった温泉を利用した入浴施設ですが、宿泊以外にも、日帰り入浴(休憩)、会議、研修、ゲートボール、テニスなどの施設が整っています。

皆様の目的、お好みにあわせた幅広いご利用をお待ちしております。

## 国民年金の保険料を納めましょう!

みなさん、国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

国民年金制度は、わたしたち現役の若い世代が保険料を納めて、お年寄りの世代を支えていくという原則で成り立っています。それは、将来自分が年をとったときに、若い世代に支えられて年金を受けとることになります。また、保険料の一部は、住みよい環境づくりのための建設融資資金としても役立っています。

このように、国民年金保険料は将来の自分自身や家族を守るものとして、また、社会にとっても大切なものです。便利な「口座振替」もありますので、ご利用ください。お問合せは、住民課国民年金係へ。



おかげさまで

一周年

BM  
ゆうがわ・みぶ

町内7ヶ所の駐車場に月一回巡回しております。移動図書館BMゆうがわ・みぶ。

壬生町立図書館の全域サービスの柱をなすものとして、昨年11月15日から巡回を始めて、昨年一年が過ぎました。

昨年度はのべ三、三六八人でしたが、今年度は11月末現在四、一六三人で一六、三三三冊

の貸出しとなっており、今年度は二万冊を超える貸出しが見込まれています。これも皆さんにご利用いただいたからこそです。が、稲葉・羽生田・藤井・壬生

北・壬生東・安塚の各小学校やお手伝い下さる皆さんのご協力も忘れることができません。また去る9月には図書館裏に

専用の車庫も完成し、よりスムーズな運営ができるようになりました。

今後ともより一層の充実を図ってまいりますので、今まで以上のご利用をお願いいたします。

◎BMゆうがわ・みぶ巡回予定

- ・ 1月16日(水) 稲葉小学校
- ・ 1月17日(木) 藤井小学校
- ・ 1月18日(金) 壬生東小学校
- ・ 1月23日(水) 安塚小学校
- ・ 1月24日(木) 羽生田小学校
- ・ 1月25日(金) 壬生北小学校
- ・ 1月30日(水) おもちゃの町

(幸町二丁目なかつ洋品店裏)

※いよいよ冬本番です。降積雪などで、止むを得ず日程を変更させていただきます。ので、どうぞご了承ください。

◎おねがい

本の返却日が10月30日まででまだ図書館に本が戻っていない方に対して、ハガキによる返却のお願いをしました。心あたりの皆さん、お早目にお返しくください。

もし、すでにお返しいただいている場合には図書館にお知らせください(その節はどうぞご容赦ください)。

# 重文「日光道中壬生通分間延絵図」に 人気集中、入館者三千二百人

## 第四回企画展（町資料館）

町資料館では、十月十四日から十一月二十五日までの三十二日間にわたり、第四回企画展として「日光社参の道〜日光道中壬生通」を催し、入場者三千二百人を記録するなど、好評のうちに終了しました。

同企画展は、壬生通の果たした役割をさまざまな視点から考察し、宿場資料を中心に八十点を展示しました。

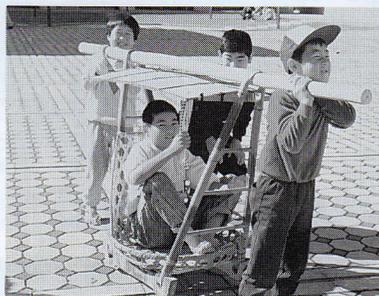


重文の日光道中壬生通の絵図が人気を集めました



阿部昭先生の記念講演も盛況でした

中でも、江戸時代の壬生町の様子を詳細に描いた東京国立博物館所蔵の「日光道中壬生通分間延絵図」は、国の重要文化財とあってオープン時からたくさんの人たちが来館されました。資料館は常設展を中心に年二回、企画展と特別展を開催し、豊かな歴史にはぐくまれた壬生町の文化財を町民の皆様に紹介していきます。今後とも資料館へのあたたかいご支援、ご協力をお願いいたします。



手作りのわらじをはいてかごをかつぐ子供たち

### 「たつまき災害に」 郷友会が見舞金

十二月三日、壬生郷友会の太田金吾会長が町を訪れ、先の安塚地区を中心にしたたつまき災害に役立てて下さいと、お見舞金を手渡され、激励されました。

これは、東京で開催された同会の秋季総会において、会員に呼びかけ募金されたもので、町では、郷土を思うその温かいご芳志に深謝いたしますとともに、さっそく、復旧対策のために活用させていただきます。  
また、町社会福祉協議会からも十二万八千八百五円が十二月十二日、竜巻災害見舞金として町へ贈られました。

### 身近な税の いろいろ ②

## 年末調整は確定申告に 代わる大切な手続きです

しも一致しません。年の途中に扶養家族数の増減があったり、各種保険料の控除が源泉徴収額に考慮されていなかったりするためです。

その精算をするのが、年末調整です。

◆注意したい三つのポイント  
年末調整を受けるとき、特に注意していただきたいのは、次の点です。

一、この一年間に結婚や出産などで扶養親族数が変化した場合は、勤務先に扶養控除等（異動）申告書の提出が済んでいるかどうかを確認する。

二、配偶者特別控除を受けるための申告書を、勤務先に提出する（配偶者に所得があるときは、その人が控除対象配偶者に該当するか、また、その配偶者の合計所得金額によって、控除額が調整されます）。

三、生命保険料、損害保険料などの控除を受けるための申告書を勤務先に提出する。

サラリーマンにとって年末調整は、確定申告に代わる大切な手続きです。どうぞ正確な手続きをお願いします。

現在わが国には、合名、合資株式会社、それに医療法人なども含めて、いわゆる普通法人が約二百万強設立されています。「決算期」は法人が各自で設定でき、一番多いのは三月で、全体の約五分の一、続いて九月と十二月がほぼ同じで、約十分の一ずつです。

◆年末調整はサラリーマンの「確定申告」  
さて、法人の決算、個人事業者なら確定申告に当たるものがサラリーマンにもあります。それは、年末調整です。

サラリーマンの場合、所得税は毎月の給料やボーナスから源泉徴収されます。しかし、その年間合計額と、その年の給与総額に対する正規の税額は、必ずしも一致しません。年の途中に扶養家族数の増減があったり、各種保険料の控除が源泉徴収額に考慮されていなかったりするためです。

# 町民のひろば

「町民のひろばはみんなで作るページです。身近なニュースやできごとを紹介しますので、掲載を希望される方はお気軽に町民室（☎二三四内線二二五）まで一報ください。」

## 町内野球 至宝町南が優勝

壬生町野球協会主催の野球大会は、年に七大会催されており、その最後を飾る町内野球大会（自治会対抗、参加31チーム）の決勝戦が十一月十八日町総合運動場で行われました。

決勝に勝ち上がったのは、至宝町南チームと安塚第二チームで、どちらも走攻守三拍子そろった好チームです。白熱した試合展開になりましたが、投手力に勝る至宝町南チームが安塚第二チーム打線を二回の一点に押え、三対一で優勝しました。

なお、最優秀選手賞には至宝町南チームの丹野 浩選手が、優秀選手賞には安塚第二チームの川俣幸重選手がそれぞれ選ばれました。



優勝の  
至宝町南チーム



惜しくも準優勝の  
安塚第二チーム

## バスケットボール大会結果

男子（参加12チーム）

女子（参加6チーム）

- |     |            |     |       |
|-----|------------|-----|-------|
| 優勝  | ファストブレイカーズ | 優勝  | 独協医大  |
| 準優勝 | ブラックアップ    | 準優勝 | 壬生クラブ |
| 第三位 | 壬生クラブ      | 第三位 | 壬生高A  |

## 第12回町協会長杯 家庭婦人バレーボール大会 (11月18日、於町民体育館、参加10チーム)

- |     |        |     |          |
|-----|--------|-----|----------|
| 優勝  | 九輪チーム  | 第三位 | A.A.Oチーム |
| 準優勝 | まどかチーム | 〃   | むつみクラブ   |



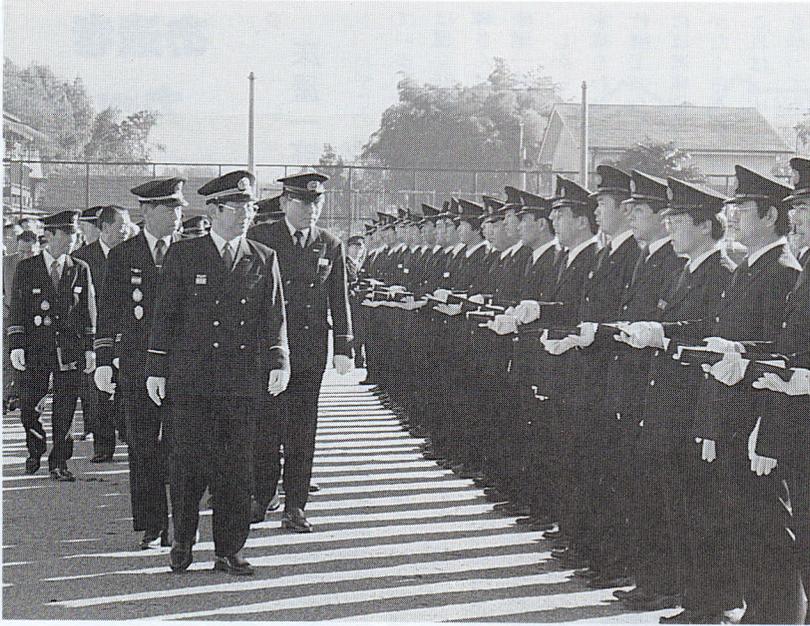
←優勝の九輪チームのみなさん



熱戦が展開されました

# 規律正しく機敏な操作

## 消防団が通常点検を行う



町消防団（梁島安男団長）の通常点検が、十二月一日、安塚小学校を主会場として行われ、二百名の団員が参加しました。

この日は快晴に恵まれ、団員たちは点検者の清水町長から、

また、この後、自衛隊音楽隊

を先頭に分列行進がくりひろげられ、その勇姿に沿道から盛んな拍手がおくられました。

寒さの厳しい季節になりましたが、火は、まさかの油断から思わぬ火災につながり、尊い生命や財産をも灰にしてしまいました。

皆さまも、火の取扱いや火の元をはなれる時には、細心の注意をするようにしましょう。

### 消防関係定期表彰

#### 一、栃木県消防協会長表彰

◎功績章 第三分団分団長 鈴木 正美

◎勤続章 10年 第一分団第一部 団員 早乙女 勝

団員 高木 信行

#### 二、栃木県消防協会 下部賀支部長表彰

◎勤続章（五年）

第二分団第五部長 小島 高雄

第一分団第四部（団員）山川登美男

第五部（団員）小谷野秀男

第二分団第三部（班長）清水 康雄

第三分団第二部（班長）鈴木 康一

（団員）大垣 佳昭

第三部（班長）渡辺 光夫

第四部（団員）糸川 歳寛

第一分団第一部（団員）植竹 慎二

第四部（団員）山崎 久夫

第二分団第三部（班長）高山 正宏

第三分団第二部（班長）朝日 広生

（団員）大関 幸正

第三部（班長）齊藤 功

第四部（団員）糸川 高正

以上の方々は、壬生町長表彰も受賞されました。



#### 三、壬生町長表彰

##### ◎優良部

○消防ポンプ自動車部の部

第三分団第一部

第二分団第一部

○小型動力ポンプ積載車の部

第二分団第二部

第二分団第五部

##### ◎努力賞の部

○消防ポンプ自動車の部

第三分団第五部

○小型動力ポンプ積載車の部

第一分団第三部

##### ◎防火ポスター入選者

##### 優秀賞

○小学一年（羽小）鈴木 秀行

（安小）寺内 英憲

○小学二年（壬小）後藤 全美

（睦小）田辺 瑠美

（稲小）高久 純子

○小学三年（壬小）富居 陽子

（壬北）川又 美紗

（安小）西島 祐実

○小学四年（睦小）須藤 昌紀

（安小）中川 恵睦

○小学五年（東小）其田 吉弘

（睦小）望月 章

（壬北）加藤 聖憲

○小学六年（藤小）倉井 愁涼

（安小）柘植 綾子

##### ◎感謝状贈呈

☆平成元年度退団者

前部長 早乙女 富夫

ほか四九名

☆防火貯水槽設置に伴う土地提供者 橋本 喜男

☆消火協力者 宇賀神清二

青木 正

石村 幸夫

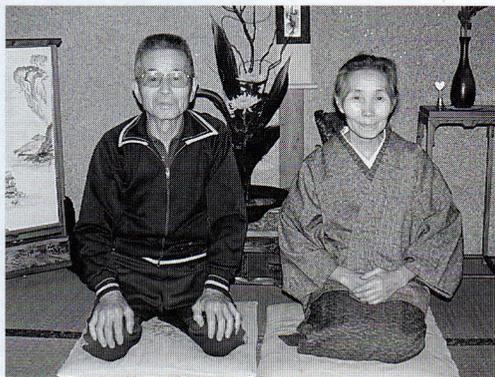
大和田日出夫

☆早期発見者 高木ミチイ

# お達者 カップル



⑳ 栄町 川上 輝 さん(83)  
初代さん(79)



## 床屋一筋に50年

「おやじの代から床屋をやっていたんですが、床屋になったのは遅く25歳の時でした。」と語る輝さんは、それ以来約50年間、床屋一筋に生きてこられました。しかし、10年前に息子さんに家業をわたしてからは、木工や竹細工づくりの毎日、家の中には置床や花台などの木工作品がたくさん置かれていました。これは、山へ行って木の根っこを拾ってきたものやお風呂のたきつけ用の「ばたまき」(廃材)の中でいいものをとって置き、何年も乾燥させたものなどを利用したもので、すばらしい作品

に変えてしまふのには驚きです。妻の初代さんは、埼玉県の大宮市出身ですが、昭和6年から壬生小の教師となり、17年間教師を勤められました。途中、昭和8年に嫁がれ、57年目になりました。6人のお子さんを育てられ、今では、お孫さんが14人のひ孫が4人いるので、「子供たちが集まるのが一番の楽しみです」と話していました。初代さんは毎朝、屋敷周りのそうじと外にあるカマでお店に使うお湯をわかし、輝さんは家庭菜園で野菜を作ることが日課というお元気な二人ですが、特に輝さんは医者も驚いていたというくらい丈夫な体の持主です。

## 文芸



文化協会  
文芸部選

## 短歌

やがてわれもかくなるものか幼児にかへりし母を叱りて衰し

山田 良次

病む足をいたはり歩む夫の背に若かりし日のかけは見られず

新井 ハナ

## 俳句

工場場に軍手の五指が鉄骨を  
つかむ形で捨てられてある  
蜆汁の喉にしみ入る美味しさに  
愚となりて碗を重ねぬ

安原 昌子

伊沢 克明

転作にやはり信濃路そばの花  
屋ふかく病みて眩しき秋の蝶  
風道に卓移して夏料理  
柿の皮むけば小春の陽に甘し

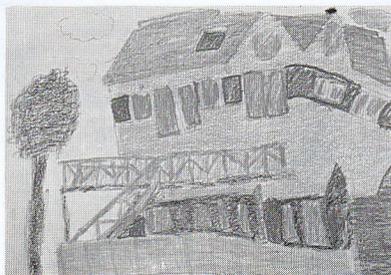
糸川 正敏  
青木 淡丈  
安原 昌子  
海老沼勘一

## 私の作品

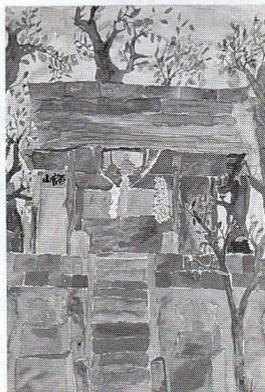
—睦小学校—



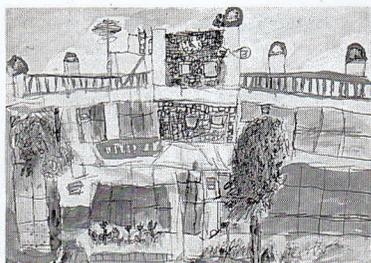
「梅山牧場」  
1年 星野正人



「クラブハウス」 2年 速水 幸洋



「長田神社」  
4年 前田 圭吾



「ぼくの学校」 3年 角田 真英

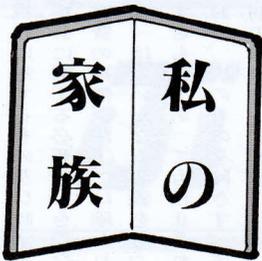
「私の家族」

壬生中学校一年

高橋沙太子

私の家族は、父、母、弟の四人です。私の家族は、とても明るくて良い家族です。

私の家で、そろって夕食を食べないという事は、めつたにありません。誰かが旅行に行く時ぐらいです。私が中学校に入学してから、朝食は、私が一人



「ぼくの家族」

壬生中学校一年

安良岡伸之

僕の家族は、父、母、姉の四人家族です。

父は、会社員で、母は、近くの病院で働いています。

姉は、中学一年生で、毎日受験勉強を頑張っています。

父は、物静かな人ですが、母は、その反対で、メチャクチャ

で先に食べてしまいます。一人の食事はおいしくありません。でも、夕食は全員そろって食べます。私が部活でどんなにおそ

くなっても待っていてくれます。家族のみんなには、悪いかなど思うこともあるけれど、とてもうれしいです。



家族の悪い所は、母と弟がけんかをするとこです。でも、けんかをすれば、すぐ仲直りするし、最近ではその回数も、減ってきました。

私は、こんな家族が大好きです。

明るい人です。姉も母に負けないくらい明るい人です。いつも、僕と父は、その二人に圧倒され

ています。しかし、父はいざという時には家族の中心となって僕達を支えてくれます。



ぼくの家族です

物事を冷静に見つめて、アドバイスをしてくれる父を僕は、尊敬しています。

チビっ子アルバム

未紗ちゃん(長女 4歳、右)  
伸弥ちゃん(長男 2歳、左)



お母さんから一言  
元気でやさしい子供に育ってほしい。

彩ちゃん (長女 7歳、左)  
佳織ちゃん (次女 4歳、右)  
亜由美ちゃん(3女 3歳、中央)



お母さんから一言  
今の目の輝きを大切に  
素直にのびのびと育ってほしい。

# 公職選挙法の改正(平成2年2月1日から)

## 政治家の寄附は

### 罰則をもって禁止に

1、政治家(候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者)は、寄附をするに処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に對して寄附すること(政党や親族に對するもの及び政治教育集会に關する必要やむを得ない実費の補償(注①)は除かれます)は、いかなる名義をもってするものであつても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
  - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
  - (①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されません)
- なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。
- 〔注①〕政治教育集会に關する

実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。



金のかからない政治・選挙のために寄附禁止のルールを守りましょう

家名義の寄附を要めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3、政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に對し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状電報なども含まれます。を出すことは禁止されます。

4、政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すに処罰されます。

政治家や後援会(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に對するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出すに処罰されます。

政治家に對し、寄附を出すように勧誘や要求することも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をするに処罰されます。政治

## ご寄付

ありがとうございます

ございました

- 社会福祉協議会寄付者  
金一五〇、五三八円(計二回)
- 壬生町文化協会様  
金三、〇〇〇円(計十二回)
- 栄町老人クラブ様  
金五、〇〇〇円 廣田商事様  
金五、〇〇〇円 (計六回)

- 壬生町生活改善クラブ協議会様  
金一、七七〇円 (計六回)
- 渡辺 寅八様  
金五、〇〇〇円 (計三回)
- 壬生町心身障害児者親の会様  
金五〇、〇〇〇円 横山宗太郎様  
金三〇〇、〇〇〇円(計六回)
- 栃木地区遊技業防犯協力会様  
金三八、三一八円 募金箱
- 物品寄付者  
○車イス 北島 武男様

5、後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すに処罰されます。

後援会(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援会の設立目的により行ふ行事や事業に關する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

6、この改正は、平成二年二月一日から実施されています。

1、2、4及び5によって処罰されると公民権停止の対象となります。

## 一月の納税等

- 町県民税(四期)
  - 国民年金(十期)  
(納期限一月三十一日)
- 納期限間際には、納付窓口が大変混み合います。早めに納付しましょう。

## まちなごき

12月1日現在

総人口	39,613人 (+34)
男	19,558人 (+13)
女	20,055人 (+21)
世帯数	11,574世帯 (+4)
	( )内は前月比